

## 今週のメニュー

## ■トピックス

◇ご安全に！第33回VEC合同保安会議が開催

## ■随想

◇知ってそうで知らないシロアリの話 ⑫

株式会社テオリアハウスクリニック 平 一暁

## ■編集後記

## ■トピックス

## ◇ご安全に！第33回VEC合同保安会議が開催

塩ビ工業・環境協会は、広報、リサイクル、建材、海外、技術の5WG（ワーキンググループ）を置いています。技術WGはさらにその下に工場保安Sub-WG（サブワーキング）を置いて活動しています。このSub-WGはその名の通り、工場の保安・安全に関する情報交換を目的としています。工場保安Sub-WGは、毎年「合同保安会議」を企画・開催し、VCM・PVC製造工場の無事故・無災害操業を目指すための情報交換を実施しています。ただし、コロナの影響を受け、2020・2021・2022年は開催中止に追い込まれていました。

今般、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、VEC会員企業各社・各事業所の理解・協力のもと第33回合同保安会議を開催することができましたので概要を報告します。

今年の会議は、7月20・21日に愛知県豊橋市内のホテルで開催され、VEC会員会社の8社各工場（塩ビモノマー製造5工場、塩ビ樹脂製造9工場）から製造に携わる者とSub-WG委員を含む26名が参加しました。

合同保安会議は、VCM班、PVC班各2班ずつに分かれ、初日の「HH（ヒヤリハット）事例紹介」と二日目の「グループ別討議」が主な内容となります。HH、グループ別討議ともに事前に資料作成のうえ提出してもらってありますが、グループ別討議内容については「保安」、「技術伝承」に関するテーマを出してもらっています。

HH事例紹介は常法に基づき各人持ち寄った事例について「発生状況」、「処置」、「調査結果」、「原因」、「対策」を発表してもらい、班メンバーで議論を行います。VCM、PVCともに各社ともほとんど同じ工程、設備と思われるので、状況の理解は一様に早いものです。参加者はほとんど初参加、ほぼ初対面同士ということで、初めは議論が進むか心配されましたが、各班にオブザーバーとして同席している工場

保安 Sub-WG 委員が少し口火を切ると、皆さん活発に情報提供、議論を行っていました。HH といっても、稼働の中断を余儀なくされるようなケースもあり、参加者は一様に「自分事」として認識できているようでした。

グループ別討議は、テーマを広く募って、各班で情報交換・議論を行うこととなりますが、「若手への技術伝承」、

「IT 化」はこれまでよりもより一層現実味を帯びたというか深刻な問題として皆さん捉えているようでした。「技術伝承」といってもそのための教育は余裕がないとできないし、余裕を作るためには業務の効率化を図らなければならない。余裕を作るために増員を検討しても、労働力不足が叫ばれている日本の状況ではこれもまた一筋縄ではいかないところ。なかなか解決策は見いだせないのですが、抱えている問題を共有するだけでも心の安寧は図れます。(?)

「IT 化」は、スマホ的なものを現場で有効利用できないかという問題に対処しているところが多かったようです。素人がイメージしやすいように表現すると、レストランでウェイターが端末でオーダーをとり、バックヤードは画面見て料理を作る、的な感じでしょうか。化学工場への導入は簡単に見えて、敷地内の通信環境の問題や、端末の防爆の問題など、おいそれとは解決できない問題に苦労しているようでした。4 年前の合同保安会議での「IT 化」と言えば、自動化をどこまで進めるかのレベルかと思っていましたが、今は作業員の情報端末携帯とカメラをどこまで増やせるかがキーとなっているようでした。経産省が推し進める「[スマート保安](#)」的な考えも導入する必要があり、塩ビの業界も新たな変革が求められていることが実感できました。

合同保安会議参加者は必然的に工場勤務の方々がメインとなりますが、参加者にとっては、合同保安会議=VEC との認識が定着しているというのはうれしい誤算でした。「塩ビ工業・環境協会の合同保安会議に参加する」ではなく「VECに参加する」という認識らしいです。このような情報も収集しながら、一番大切な懇親会も 2 次会まで全員が参加するような盛況ぶりでした。



未知の会議・会合に参加することは気が重いことですが、参加者には例外なく参加してよかったと思っていただけたようです。工場保安 Sub-WG 委員と参加者の皆様に感謝いたします。

## ■ 随想

### ◇知ってそうで知らないシロアリの話 ⑫

株式会社テオリアハウスクリニック 平 一暁

たかがシロアリ、されどシロアリ…。シロアリごときで裁判なんて…と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、実は訴訟沙汰になっている案件は結構あるのです。ご近所付き合いが暗礁に乗り上げる…？今回はシロアリに関わるそんなお話です。

私が頻繁に床下点検で各お宅の訪問を重ねていたのは、もうかれこれ16～7年前。シロアリが家の床下に侵入していないか、という点検ではあるのですが…。実はその時、近隣の方々の住まい方の疑問を投げ掛けてくるお客様って、結構いらっしゃったのですヨ。「あれだけの廃材を積み上げたまま放置するなんて、これから絶対に何か起こると思わないかい？」「鉢植えの数が増え続けて今や道路にはみ出しているけど、アレが様々な害虫を発生させているんじゃないか？」「あれだけ不衛生な家を取り壊されたら、そこにいた虫やネズミはみんな我が家に向かってくると思わないか？」

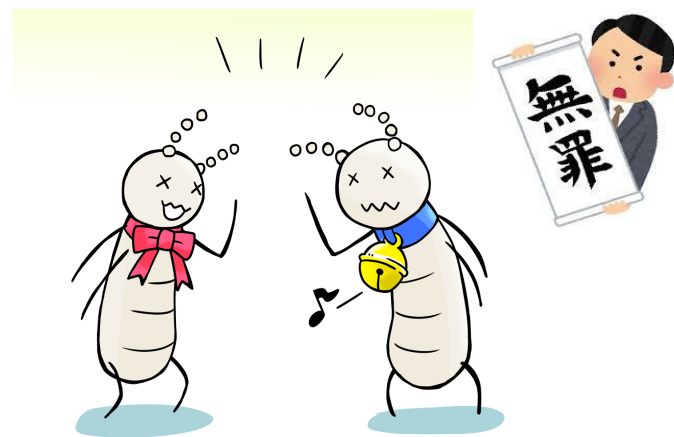
みな、あり得ない話ではない。でも、直接ご近所さんに言うと角が立つので、これはおかしいだろ？と点検に伺った私から話を聞いて確証を得ようとしている訳です。それも喧嘩腰で…笑。自分のレベルの範疇を超えたルール違反が我が家に不幸をもたらすかもしれない、それが露骨に目に付き始めると人ってやっぱり我慢できなくなるのでしようネ。

さて、実際にこんな話がありました。あるAさんのお宅でシロアリの被害が発生。すると半年後、今度はそのお隣のBさんの家がシロアリ被害に…。烈火の如く怒りを爆発させたのはBさんでした。

「今まで、シロアリなんてこの辺りで見た事も聞いた事もない。それをあなたは家の住み方がおかしかったからシロアリなんてモノを発生させた。私の家がシロアリ被害を被ったのは、そもそもあなたがシロアリを発生させたからだ！あなたの家のシロアリが我が家にも来たんだ！」と裁判で訴えたのです。

一部ではかなり興味を集めたこの裁判、かなり揉めるのでは…と見られていたものの、あっさり結審し、裁判長はこんな判断を下しました。

「Aさんの家を食害したシロアリがBさんの家に行っていないとは断定できない。ただ、例えば飼い猫であれば鈴を付けるなどしてどこの家で飼われている猫であるかは判断できる。しかしシロアリは鈴などを付けていない。よって、この件についての証明は不可能。そもそもBさんは、シロアリ被害を出さないための家のメンテナンスや予防対策を行っていたのですか？」と逆質問…笑。



シロアリが鈴を付けている訳でもなく、断定はできない。それ以前に予防対策をしたのか？と敗訴。

こうなったのは、あなたの自己責任でしょ！とお説教されてしまったBさんだったのでした…。

もう一つ、今度はお客様と業者との間で起きた裁判のお話。Cさんは考えました。だいたい家には床下なんて空間があるからダメなんだ。こんな空間があるから湿気が床上にも上がってくるし、風が吹き込めば寒いし、シロアリだって侵入する。そうだ！この空間をコンクリートで埋め尽くしてしまえば、すべてを遮断できるじゃないか。なんて素晴らしい発想なんだ、トリフォーム会社のD社に依頼。D社はCさんに言われた通り、床下空間に隅々までコンクリートを打って密閉。これでもう安心しきっていたCさんでしたが、数年後、Cさん宅にシロアリ被害が発生。CさんはD社の施工に不備があったのではないかと訴えたのですが、実は結果的には想定していない判決が出たのです。



「D社は瑕疵の補修として、一旦床下のコンクリートを撤去の上、防蟻処理を行い、床下工事をやり直す。そのための費用、2,475,150円を要す。」コレ、どういう事かと言うと、シロアリはコンクリートも貫通するし、コンクリートの打ち継ぎ面は、経年と共に水分の蒸発から収縮して隙間もできて、よりシロアリの侵入の可能性は高くなる。D社は住宅の専門家として、シロアリの危険性は当然知っているべきで、素人であるCさんの要望に対して、プロとしてきちんと説明して施工を止めるべきだった。よってD社はコンクリートを撤去して床などを補修し防蟻工事を行うか、それに見合う費用を払え、という判決だったので。プロなのだから、素人の言いなりになって仕事をするな。そのくらいの知識は持っておけよ、という事ですネ。

結構、今どきな考え方だネ、と思いきや、コレ、東京地裁の平成16年4月14日に下された判決です。数年前の民法改正で、この辺りの考え方は格段に厳しくなっている筈です。プロのみなさん、シロアリに限らず何事も知らなかったでは済まされませんからネ。どんな分野、業界でも、勉強あるのみですヨ…笑。

## ■ 編集後記

PVC(塩ビ素材)の特長を活かした製品のコンテスト PVC Award 2023  
～大賞 100 万円！2023 年 7 月 1 日より募集開始～

PVC Award 実行委員会では、「生活を豊かにする PVC 製品」をテーマに、PVC（塩ビ素材）の特長を活かした魅力ある製品を公募し表彰するコンテスト『PVC Award 2023』を開催。2023 年 7 月 1 日(土)より作品の募集を開始しました。

PVC は、省資源で加工性、印刷性、耐久性、難燃性、耐腐食性、リサイクル性などに優れたプラスチック素材です。この PVC の特長を活かして、製品に機能を付与することで、私たちの生活の利便性向上やリサイクル、医療・福祉、安全、防災など社会に貢献している製品を募集します。

応募していただいた作品の中から選考により、大賞（副賞 100 万円）、優秀賞（副賞 10 万円）、特別賞（副賞 5 万円）、入賞（副賞 2 万円）を決定します。また、入選作品を中心とした応募作品の展示会を東京と名古屋で開催します。奮ってのご参加をお願いします。

募集要項、応募方法、スケジュール等の詳細は公式ホームページ( <http://www.pvc-award.com> )でご確認ください。

(PVC Award 実行委員会)

## ■ 関連リンク

- [メールマガジンバックナンバー](#)
- [メールマガジン登録](#)
- [メールマガジン解除](#)

※本メールマガジン上の文書・画像等の無断使用・転載を禁止します。



■ 東京都中央区新川 1-4-1

■ TEL 03-3297-5601    ■ FAX 03-3297-5783

■ URL <https://www.vec.gr.jp>    ■ E-MAIL [info@vec.gr.jp](mailto:info@vec.gr.jp)

---

---